

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、国民健康保険税の賦課に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民健康保険税の賦課に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

高知県南国市長

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し国民健康保険税を賦課する。 特定個人情報とは以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険税の賦課に係る事務 ・国民健康保険税の減免に係る事務 ・国民健康保険税の特別徴収に係る事務 ・国民健康保険税の課税の特例に係る事務
③システムの名称	市町村事務処理標準システム 収納管理システム 住民基本台帳システム 固定資産税システム 個人住民税システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 税務課 TEL 088-880-6554(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301番地 南国市役所 総務課 TEL 088-880-6551(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	番号連携サーバー・中間サーバーを操作する時は、常に相互に確認しながら作業をしている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	番号連携サーバー・中間サーバーを操作できる権限を付与された正職員は全員だが、操作時は、常に相互に確認しながら操作している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成27年12月1日 時点	いつ時点の計数か 平成29年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成27年12月1日 時点	いつ時点の計数か 平成29年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
平成29年7月12日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	主務省令の表記
平成29年7月12日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の27、44、45	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の27、44、45 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20,26条	事後	主務省令の表記
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 山田 恭輔	②所属長 課長 高野 正和	事後	人事異動後
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日 時点	いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日 時点	いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日 時点	いつ時点の計数か 平成31年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		(新規項目)	事後	項目が新規に追加された
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 高野正和	課長	事後	項目の変更
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日 時点	いつ時点の計測か 令和2年4月1日 時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日 時点	いつ時点の計測か 令和2年4月1日 時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の27、44、45 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令 第20,26条	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の27、44、45 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令 第20,26条	事後	番号法改正に伴う修正
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険税システム 国民健康保険システム 収納管理システム 住民基本台帳システム 固定資産税システム 個人住民税システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー	市町村事務処理標準システム 収納管理システム 住民基本台帳システム 固定資産税システム 個人住民税システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー	事後	システム入替に伴う変更
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一の16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表24の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の27、44、45 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20,26条	(情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、第50条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業「人為的リスクが発生するリスクへの対策は十分か」	なし	十分である	事後	新規項目
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業「判断の根拠」	なし	番号連携サーバー・中間サーバーを操作する時は、常に相互に確認しながら作業をしている。	事後	新規項目
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新規項目
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 「当該対策は十分か【再掲】」	なし	十分である	事後	新規項目
令和6年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 「判断の根拠」	なし	番号連携サーバー・中間サーバーを操作できる権限を付与された正職員は全員だが、操作時は、常に相互に確認しながら操作している。	事後	新規項目